



我孫子市告示第60号

令和8年度における労務報酬下限額を定めたので、我孫子市公契約条例（平成27年条例第1号）第7条第3項の規定により告示する。

令和8年2月20日

我孫子市長 星野 順一郎



我孫子市公契約条例第7条第1項第1号により定める額

労務報酬下限額	別表のとおり
---------	--------

別表

[単位：円（1時間当り）]

No.	職種	労務報酬下限額	No.	職種	労務報酬下限額
1	特殊作業員	3,000	26	高級船員	3,960
2	普通作業員	2,550	27	普通船員	3,270
3	軽作業員	1,790	28	潜水士	5,110
4	造園工	2,760	29	潜水連絡員	3,820
5	法面工	3,170	30	潜水送気員	3,620
6	とび工	3,350	31	山林砂防工	3,240
7	石工	3,320	32	軌道工	6,160
8	ブロック工	3,230	33	型わく工	3,180
9	電工	3,140	34	大工	3,050
10	鉄筋工	3,440	35	左官	3,340
11	鉄骨工	2,890	36	配管工	2,940
12	塗装工	3,470	37	はつり工	3,120
13	溶接工	3,580	38	防水工	3,690
14	運転手（特殊）	3,080	39	板金工	3,580
15	運転手（一般）	2,720	40	タイル工	2,770
16	潜かん工	3,720	41	サッシ工	3,320
17	潜かん世話役	4,440	43	内装工	3,410
18	さく岩工	4,170	44	ガラス工	3,340
19	トンネル特殊工	3,880	46	ダクト工	2,970
20	トンネル作業員	3,210	47	保温工	2,860
21	トンネル世話役	4,300	49	設備機械工	2,800
22	橋りょう特殊工	3,690	50	交通誘導警備員A	1,970
23	橋りょう塗装工	3,650	51	交通誘導警備員B	1,810
24	橋りょう世話役	4,150			
25	土木一般世話役	3,340			

※ただし、労働者等の合意の下、見習い、手元等として使用者が判断する労働者及び年金等の受給のため労働の対価を調整している労働者の労務報酬下限額は、次のとおりとする。

労務報酬下限額	1,253円（1時間当り）
---------	---------------